

## 第5回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成26年7月31日（木）

井上副大臣：それでは時間となりましたので、これより第5回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催させていただきます。本日、司会進行を務めさせていただきます環境副大臣の井上信治でございます。よろしくお願い申し上げます。大変恐縮ですがこれ以降座って司会進行をさせていただきます。

本日はお忙しい中、また急なご案内にもかかわらず、この市町村長会議にご出席いただきまして感謝を申し上げます。それでは開会に当たりまして石原環境大臣よりご挨拶を申し上げます。

石原大臣：本日は、お忙しい中、栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議に市長の皆様、町長の皆様のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。市町村長の皆様方におかれましては、合計4回の市町村長会議に出席してご議論をいただいております。また、福田知事の大変強いリーダーシップのもと、栃木県におかれましても指定廃棄物の問題に積極的に取り組んでこられましたことに、この場をお借りしまして心から厚く御礼申し上げます。また、指定廃棄物を保管していただいている自治体、事業者さらには県民の方々には、大変重いご負担をおかけしていることについてお詫びを申し上げたいと思います。また、適正な保管をいただいていることにも重ねて感謝を申し述べたいと思います。

私が申すまでもございませぬが、栃木県内では、牧草などの指定廃棄物の保管が長期化しております。このため、国が県内に指定廃棄物の処分場を設置し、安全に万全を期し、責任を持って早急な処理を行わせていただきたいと思いますと考えているところでもございます。

こうした状況の中、栃木県の市町村長会議において確定された選定方法に基づきまして、環境省において処分場の詳細調査を行う候補地の選定作業をこれまで進めてまいりました。その結果、昨日、塩谷町の寺島入を、詳細調査を行う候補地として選定させていただきました。

本日は、その結果について、選定経緯も含めてご説明をさせていただきたいと思っております。環境省といたしましては、栃木県の指定廃棄物を安全に処分するため、引き続き全力を尽くし、着実に前進できるように取り組んでまいります。塩谷町の皆様方には大変ご苦勞おかけすることになりますが、詳細調査の実施に、何とぞご協力いただきますように、この場をお借りいたしましてお願いを申し上げます次第でございます。

ます。

井上副大臣：続きまして、福田栃木県知事からご挨拶をお願いいたします。

福田知事：皆様こんにちは。お忙しいところお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。また、石原環境大臣、井上環境副大臣、浮島環境大臣政務官他環境省の皆様方にもお暑い中お忙しい中お運びをいただきまして深く御礼と感謝を申し上げます。次第でございます。

さて皆様ご案内のとおり、昨日、本県の指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地として塩谷町寺島入の国有地が国から提示されました。当該町におかれましては大変な不安を抱かれていることと思っておりますが、この問題は県民全体で解決すべき課題であります。本日はその選定経過等につきまして市町村長の皆さんとともに国からしっかりと説明を伺いたいと思っております。

現在本県の指定廃棄物につきましては県内各地域に約170カ所で分散保管されております。しかしながら、保管の長期化による農家や事業者の方々の精神的重圧や竜巻などこれまでにはなかったような自然災害が頻発している状況を考えますと、1日も早く処分場を設置し適正かつ安全に処理をすることが必要であると痛感しております。一方で処分場の設置につきましては、地元の理解が何よりも大切でございます、大前提であります。国は責任を持ってまずは地元に対して丁寧な説明をしていただきたいと思いますと思っております。

県といたしましては、先般県版の有識者会議を設置したところであります。地元からの疑問等がある場合には、丁寧に対応しながら1日も早い処分場の整備につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

井上副大臣：ありがとうございました。本日のご出席者につきましては資料に出席者名簿をつけておりますので、恐縮ですがそちらでご確認をお願いいたします。それでは、事務局より配布資料の確認をさせていただきます。

事務局：それでは資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の中の次第に配布資料の一覧が記載されています。まず次第でございます。この次に出席者名簿、その裏に本日の配席表をお配りしております。それから右上の資料1-1、横置き資料で「栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく詳細調査候補地の

選定結果について（概要版）」というものがございます。続きまして資料1－2、縦置き資料でございますが、同じく「栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく詳細調査候補地の選定結果について」として本日の日付が入っております。縦置き資料でございます。資料2、同じく縦置き横書きでございますが、「地域振興策及び風評被害対策の概要について」でございます。不足がございましたら申し訳ございません。よろしいでしょうか。

それでは、本日でございますがマスコミの方々も同席可能ということで取り扱わせていただいておりますが、ここでお願いを申し上げます。カメラの方撮影の方はここまでとさせていただきますので、カメラはここでご退室をお願いいたします。本日も円滑な進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

井上副大臣：それでは議事に入らせていただきます。本日は議題1にありますとおり、まず栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく詳細調査候補地の選定結果などについてをご説明をいたします。

前回12月の市町村長会議において栃木県における候補地の選定手法及び提示方法が確定いたしました。それに基づき栃木県において詳細調査を実施する指定廃棄物の処分場候補地を選定しましたので、その結果を資料1を用いて説明をいたします。また、環境省は4月に福田知事に地域振興策及び風評被害対策について説明をさせていただきました。それらについてその後の状況も踏まえて資料2を用いて説明をいたします。

鎌形部長：それではご説明をさせていただきます。環境省の廃棄物・リサイクル対策部長の鎌形と申します。どうぞよろしくお願いいたします。大変恐縮ですが座ってご説明をさせていただきます。

お手元の資料1－1でございますけれども、「指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく詳細調査候補地の選定結果について」ということで概要版ということでございます。今回資料1と2というかたちでお配りしてございます。1ページ目をお開きいただきますと、この市町村長会議のこれまでの経過が示してございます。先程もお話しございましたけれども、第4回の会議、昨年12月24日でございますけれども、この会議におきましてそれまでの様々なご意見を踏まえた上で、栃木県における選定手法を確定させていただいたということでございます。その後、詳細調査を行う候補地を1カ所選定するというところで作業を進めてまいりまして、今回提示することとし

た次第でございます。

3 ページ目に全体の流れを示しておりますが、左が緑色の四角で囲っている部分が今の段階ということでございます。今後この候補地について詳細調査を行って、その結果をもとに有識者会議などにおいて安全性を評価して、最終的に国として候補地を決定していきたいと、こういう予定で考えているところでございます。

4 ページ目になります。候補地選定手法の基本的な考え方ということでございます。これまで市町村長会議でのご意見を踏まえて決定した内容ということでございますけれども、まず、前提としては適切な構造の施設を建設する、それを長期にわたって国が責任を持って維持管理をしていく、これが大前提でございます。そして、地域の選び方としては、まず自然災害のおそれがある地域を除外する。そして、また貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域を除外するというので、この下に (a)、(b)、(c) と3つ具体的に書いてございます。自然災害を考慮して除外すべき地域といたしましては、地すべりでありますとか、斜面崩壊、土石流などなどを掲げてございます。また、自然環境を特に保全すべき地域としましては自然公園などを掲げてございます。史跡・名勝・天然記念物の所在地というのも (c) で除外対象として掲げてございます。

これを除外される地域をリストアップいたしますと、5 ページの図にございますような結果になっているということでございます。色が塗ってあるところでございますけれども、そこが右側の四角の中に地すべり危険箇所以下掲げてございますけれども、それぞれ除外される地域ということでございます。逆に言いますと白地の所につきましてはそういった除外が該当しない地域でございます。

次に6 ページ目になります。その上で、処分場に向けて地域特性としてどのような事項に配慮すべきか、これにつきましては市町村会議におけるご議論やアンケート調査結果などを踏まえて、以下の2点ということになってございます。まず対象とする土地については利用可能な国有地というものに加えまして、利用可能な県有地も対象としているということ。それから2番目でございます。指定廃棄物の保管状況でございますが、総合評価の段階で保管状況の重み付けは他の項目に比べて半分、2分の1にすると、こういうことをしているというところでございます。

そして7 ページ目でございます。除外した後にそういった条件に当てはめていくということになりますときに、まず必要な面積を確保できるということが条件になってございます。栃木県内の指定廃棄物の量を鑑みまして、私どもとしてどのような施設が必要か、そのための面積はどれだけかということを設計いたしましておよそ2.8

ヘクタールを確保できるなだらかな地形、こういった土地が必要であるという判断いたしましたして、先程の除外地域以外の所からこういったまとまった面積を確保できる土地を抽出するという作業を行ったところでございます。

8 ページ目はその過程を示したものでございまして、左側が利用可能な国有地・県有地の分布を示したものでございます。それにご説明しました除外地域というものを除いていくと右側のような図になります。

さらに、それに処分場としてまとまった面積約 2.8 ヘクタールが確保できるということを確認していきまして結果、9 ページ目にありますような5カ所の土地が抽出されたということでございます。ここにございます1から5番まで数字をふってございますけども、矢板市と塩谷町の国有地、県有地それぞれということでございまして、5カ所右側に示しているというところでございます。

この5カ所についてさらに絞り込みを行ったのが次の10ページでございます。(5)の候補地の選定手法というところでございますけども、ここには4つの項目、生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度、指定廃棄物の保管状況、この4点から見て候補地として望ましい土地を選定しているということでございまして、それぞれの点数付けをして評価しているということでございます。ここでは、まず生活空間との近接状況は住居のある集落との距離、それから水源との近接状況は水利点との距離、それから自然度につきましては植生自然度の状況、指定廃棄物の保管状況につきましては先程申しましたように重み付けとしては2分の1ということにしているわけでございます。

11 ページ目は植生自然度の1から10までのイメージを写真でお示したものでございます。ご参考までにご覧いただければと思います。次に評価の方法でございます。総合評価ということで項目ごとに5段階の評価基準を定めて項目ごとの点数を付けていく。そしてその和の点数の高い候補地から順位付けをしていく、そういうようなやり方をやっているということでございます。

13 ページ目には総合評価の評価基準ということですが、生活空間との距離、ここにございますように500メートル以下、500メートル超、1,000メートル以下で区分をいたしまして、右側の点数1、2、3、4、5としているものでございます。水源との距離、自然度、指定廃棄物の保管状況につきましてもそれぞれの段階に応じまして右に書かれているような評価の点を付けているものでございます。そして、一番下の指定廃棄物の保管状況につきましては、それぞれ1、2、3、4、5ではなくて0.5、1、1.5、2、2.5と半分の点数、2分の1の評価の重み付

けということでございます。

こうした評価基準につきまして評価した結果は14ページ、15ページということですが、15ページがその点数の結果ということでございます。表の見方ですが、候補地番号1、2、3、4、5とございまして、所在地は右側にございます。そして、①②③④と、それぞれの評価点がございまして、生活空間との近接状況、水源との近接状況などにつきまして、それぞれの点数が付いているというところでございます。この結果、一番右側が合計の点数ということになりまして、ここにございますように5番の塩谷町寺島入につきましては合計で11.5ポイントという評価がされまして、この5カ所の中では最も高いということで、この1カ所を選定というかたちになったということでございます。

以上がこの選定に至る経緯でございますけれども、16ページには今後の詳細調査につきましての解説をしております。詳細調査では必要な対策を検討し安全面に支障がないことやあるいは事業実施の観点から施工が可能であるか、こういったことを確認していくということで、詳細調査で現場情報を入手した上で、有識者会議などで専門的な観点からの評価も行って、その上で、最終的な候補地選定を決めていきたいと考えているところでございます。

詳細調査において実施する内容でございますが、まず1つ目が地質・地盤の調査ということございまして、実際の候補地の地質や地盤の性状あるいは地下水の性状をしっかりと把握するということから、文献調査、地表地質の踏査、調査ボーリングなどの調査を実施するというところでございます。2番目がアクセス性ということで、アクセス道路のルートがしっかりとれるかということを確認していくということ。それから3番目は候補地アクセス道路において、土地の使用が問題ないことを確認するために土地の権利関係についての確認。こういったことを行いまして、先程も申しましたが、その結果を有識者会議において専門的な観点からも評価した上で、候補地の決定をしていきたいと考えているということでございます。以上が資料1-1についてのご説明でございます。

次に資料2についてご説明いたします。地域振興及び風評被害対策でございます。これまでの市町村長会議におきまして地域振興及び風評被害対策を明確にすべきとのご意見をいただいております。こうした地元のご意見に真摯に対応するために平成26年度予算におきましては、東日本大震災からの復旧復興の観点から周辺地域振興や風評被害防止対策のために行う事業を支援するという予算を確保したところでございます。具体的には自治体が設置する基金に交付するというところで、5県合計で50

億円というものを計上しているところでございます。これが予算の枠として確保したものでございます。交付につきましては処分場を設置することとなります地元の自治体の方々が決まりましたら、こちらとご相談させていただいて地元の要望にきめ細かく応えていきたい、このように考えてございます。

2 ページ以下が風評被害対策ということでございます。ページをおめくりいただいて2 ページでございますが、風評被害対策といたしましては、ホームページ、パンフレット、新聞広報などを努めているということでございます。ホームページでは指定廃棄物の現状とか処理の取り組み、市町村長会議の様子などを紹介してございまして、各県の状況ということで栃木県についてのページも設けさせていただいているということでございます。パンフレットはここにございますように8種類、テーマ別に作成して配布しているということでございます。それから新聞広報、チラシにつきましては3 ページ以下にございますが、これまで栃木県で10回実施しているところでございます。こういった取り組みを進めてございますが、さらにテレビなどの取り組みも検討を進めていきたいということでございます。いずれにしても風評被害対策につきましてはまずは風評被害が発生しないようにすることが大事でございます。これらの取り組みによって風評被害の未然防止に万全を期していきたいと考えているところでございます。万が一風評被害が発生した場合には、しっかりと対応をしていくということで考えてございまして、何卒ご理解よろしくお願い申し上げたいと思えます。私の方からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

井上副大臣：昨日、詳細調査を行う候補地1カ所を公表したことはご案内のとおりですが、それに先立ちまして福田知事とともに塩谷町の見形町長を訪問したことをご報告をいたします。訪問した際には見形町長には栃木県の選定手法に基づき選定作業を行った結果、塩谷町が詳細調査を行う候補地として選定されたこと、詳細調査を行うことが処分場の設置を意味するものではないこと、候補地の安全性を評価するために詳細調査を実施させていただきたいことを申し上げました。

それではご説明させていただきました資料1及び資料2についてご質問がありましたら挙手をしていただき、こちらからご指名をいたしますので、市町名をお伝えさせていただいてからご発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

塩谷町長：前日と2日間に渡りましてご説明をいただき大変ありがとうございます。塩谷町の見形でございます。昨日、副大臣に本町の方まで足を運んでいただきまして、

こまごまと説明をいただきました。その中でお聞きできなかった点につきまして何点かお聞きをさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひします。

まず1点でございますが、県内で保管されている指定廃棄物の量につきましては1万4千トンというふうにお聞きをしております。本町におきましては22.8トン程でございます。率にしますと0.16パーセント、16じゃなくて0.16パーセントなんです。こういう数字が実際は、数字的になりますとあらわれるんですが、今後町民にこの辺の説明をするときに、これだけの問題ではもちろんないんですが、どんなふうの説明をしていくのがいいのかなというのがちょっと、なんとしても思いつかないというか、その辺につきまして何かいい方法、こんな方法だからというのがございましたらご指導いただきたいなというふうに思います。

それと処理の効率化ということを考えますと、県内1カ所でということの内定と申しますか、同意はしないが協議の席にはついただろうという部分がありますから、決してそうではないと申し上げるつもりはないですが、県内1カ所というよりも、もっともっと効率の良い方法というのがあるんじゃないかというふうに私なりに考えているところがございます。基本に戻って廃棄物を広域で集中的に処理する方法、そういうことは今後考えられないのかというふうなことでちょっとご質問させていただきたい。特に、特措法については半年後に見直しの時期を迎えるというふうな部分がございますので、これらについても今後見直しをしていく考えがあるのかなのか、この3点すいませんがご指導いただければと思います。

井上副大臣：ありがとうございます。それでは、事務方の方から回答をさせていただきたいと思います。

鎌形部長：まず1点目の指定廃棄物の保管量についてのご質問がございました。確かに塩谷町さんは22.8トンということでございます。実はお配りしている資料の中で一覧がありますので、他の方もご覧いただければと思います。資料1-2というのが、先程は概要での説明でしたので省略しましたが、資料1-2の29ページ目に栃木県における指定廃棄物の保管量についてという資料がございます。この表の中の一  
番右下に県全体で13,757トンという数字がございます。この内の下から5つ目の箱です、塩谷町の部分が22.8トンで、これが町長さんのご指摘のあった数字でございます。これにつきましてはそれぞれ指定廃棄物の保管をされているところにつきましては、現状の保管にそれぞれご苦労いただいているということでございますけ



ども、それを1カ所に集中して処理していこうということでございます。

この保管状況のどのような配慮をしているかということにつきましては、先程ご説明の中で申し上げましたけども、この市町村長会議の中ではしっかり配慮すべきだというご意見と、配慮すべきでないというご意見がさまざまございました。そうした中で重み付けを2分の1にしたというのが先程の評価の結果ということでございます。

町民にどういった説明をしたらいいな、というご指摘もございました。ここは県全体の問題として、どうやって管理、処分していくかということを経済全体の問題として考えていくという中で、こういうことになっていったということを、私どもも丁寧に選定過程も含めてご説明申し上げていきたいと、このように考えているところでございます。

室石本部長：2番目のご指摘としてより効率の良い方法、広域で集中的に処理をするということができないかというご指摘だったかと思えます。県内1カ所ということにつきましては、特措法の基本方針で閣議決定されたということもございませう。また、効率の良い方法というのが、例えば5県まとめてどこかの場所、あるいは福島にというような、結局はどこかに集中して持って行かなければいけないということだとすると、やはりそこが各県1カ所で処理をするという基本方針をどうするかという問題に戻るわけでございますけども、福島県は福島県できちんと県内処理をしていくということをお決めになって頑張っていらっしゃるという中で、私どもといたしましてはそれぞれの関係県においての県内で1カ所処理というのが最も効率が良いということで今後も進めさせていただければと思っております。

また、3点目の特措法を今回改正するなどの予定はないかということでございますが、現時点でということでは申し上げれば、そういう予定はないという状況でございます。

井上副大臣：よろしいでしょうか。その他ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

矢板市長：矢板市でございます。ただいま説明を伺いましたんですが、わからない点がありますので、お尋ねをしたいと思います。候補地選定に当たって5カ所に絞り込んで、5カ所から1カ所に絞り込む、そのプロセスについてはわかったわけですが、5カ所までに絞り込むプロセスが説明されていないというふうに私は受け止めており

ます。適正評価方式をやらなかったのかどうか、その点を説明いただきたいと思います。

鎌形部長：説明が不足していて申し訳ございません。まず5カ所までの絞り込みでございますけれども、先程私がお説明しました除外地域を除いていくというのが1点です。それから、必要な面積が確保できる国有地、県有地ということで当てはめていくと、そこで5カ所まで絞り込めてしまったということです。市町村長会議ではそれが2桁に及ぶようであれば、点数付けの評価をしないで、その前の段階で適正評価方式をやるということを申し上げていたところでございます。繰り返しになりますが、除外地域を除外していったということと、必要面積がとれる国有地・県有地の中で絞り込んでいったところで5カ所まで絞り込めてしまった。こういうことございまして、その後は、点数付けの総合評価というかたちになっているということでございます。先程の説明が不足しており申し訳ございません。

矢板市長：選定に当たってはその選定のプロセスというのが非常に大切だと私は思っておりますし、地域住民に説明する際にやはりその辺が非常に大切な部分でありますので、この過程についても少し資料なりなんなりを補完していただければありがたいというふうに思います。

鎌形部長：承りました。しっかりと用意してご説明させていただきたいと思います、丁寧にやっていきたいと思います。

井上副大臣：その他ご意見いかがでしょうか。

塩谷町長：塩谷町です。昨日副大臣が見えましたときにもご質問させていただいたんですが、石原大臣にちょっとお聞きしたいんですが、昭和60年の3月に当時は環境庁だったんですが、全国に名水百選というのを選定した経緯があるんですが、栃木県には何か所選定されたかご存知ですかね。

鎌形部長：申し訳ございません。私ども全国に100ということございまして、栃木県にいくつということでの数字は持ち合わせてございません。本当に申し訳ございません。

塩谷町長：そうですか、じゃあ名水百選というのはどうして選ばれたかということもご存じないということですかね。

鎌形部長：名水百選は昭和60年ですから30年程前ですね。当時水質保全局というところがございまして、公害対策で水をきれいにしていこうという流れから、いい水というものをつくっていこう、そういうコンセプトの元に優れたものを推奨していくという、ある意味政策を少し前に出していくと、そういう中でつくられていった、それで地域の振興にも役立てるということでつくられたものと認識しています。

塩谷町長：実は栃木県では私どもの町と佐野市さんの2カ所が選定を受けています。少し余計な話になるかと思いますが、調査の選定方法としましては、名水の調査は、名水の調査は環境庁のほうで都道府県に依頼をいたしまして、59年の9月までに都道府県から環境庁に対し候補地の報告をしていただいたということがまずございます。どういうことで選ばれたのかというふうなことでございますが、選定のための判定条件、これ2つございまして、まず必須の条件というのがあるんですね。それは水質、水量、景観、環境ですね。親水性の観点から見て保全状況が良好であることということがあるんです。そしてもう1点、地域住民等による保全活動があること。この2つが選定のための必須条件というふうなことで挙げられています。それとその他の要件ですが、規模、故事の来歴、希少性、特異性、著名度性、そんなことを勘案して選ばれたというふうなことなんですね。選定結果につきましては、都道府県からの報告事例は784件あったというふうに聞いております。この中から大規模な湧水を中心とした中間発表において31件を選定された。その他河川からということで69件、合計で100件を選定したということなんですね。

この選定したものをじゃあどういうふうに取り扱っていくのかということなんですが、環境庁としてはこれらの事例を広く国民に紹介し、水質保全意識の高揚を図っていきたい、こういうふうに言っているんですね、当時。名水百選を契機として、関係者においても今後とも一層の水環境の保全のための活動が推進されることを期待している。環境庁からの言葉なんですが。この活動が点から面へ大きく広がり、国民の間にきれいな水を大事に護るという意識と活動が深く根づくことになれば幸いである。というふうに結んでいるんですね。今回私どもの塩谷町の上寺島入に選定されましたところはまさにこの尚仁沢湧水のお隣に位置するところなんですね。そういうことに

関しまして、今日の選定手法の中とはちょっと若干違うんですが、そういうことについては十分加味されたのか、加味する姿勢はそういうことはないのか、今後はこんなふうにしていくというのがあるのか、その点についてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

石原大臣：先程私どもの事務方がご説明をさせていただきました中に水源との近接状況というものを確認させていただいております。今町長さんからのご指摘のありました尚仁沢湧水というのは名水百選に選ばれる大変素晴らしいお水だと聞いております。その水源と候補地の間には4キロメートル程度の距離がある。そして、尾根がひとつ入っているということで流域が異なると、そういう説明を私は受けてまいりました。もちろん詳細調査を行ったわけではございませんので、地下水脈がどういうふうにつながっているかということまでは私ども把握しておりませんが、一般的な地質学的な専門家の方の話であるならばその程度の距離が離れているのであれば問題は基本的にはないと、そういうお話は承っているところでございます。しかし、その一方で尾根がひとつ入り、また距離が4キロメートル程度離れていると言いましても、同じ町じゃないかということによりまして風評被害というものは予見されるわけでございます。それによりましてこの素晴らしい湧水が全く消えてしまうようなことはあってはならないと、こんなふう考えております。ですから、これもご説明させていただいておりますとおりモニタリング等々で必ずずっとチェックを続けると。また、遮断型の施設を考えておりますので、論理的にはそこから汚染されたものが土壤に浸透することはないわけでございます。こういうものを万全にすることによりまして、そのようなご懸念に答えていかなければいけない、そういう事案であると考えているところでございます。

塩谷町長：高原山というのは、ちょっとご存じといっても難しいかなとは思いますが、実は山に降りました雨がですね、地中に一度もぐりまして、それが湧水となって湧いているところなんですね。ですから、大臣が今おっしゃいましたような考え方というのは当然されるんだろうというふうに思うんですが、実はこれ誰もわからないところなんですね。不思議なところでございまして、そういうことのお陰で年間を通して11度から12度の水温が保たれているというふうに言われております。

そういうことにつきましてですね、この山につきましてはかつて与謝野晶子がです

ね、東北本線から見える山の中では最も美しい山というふうに言っていました。裾野の広い非常に懐の深い山でございます。そういうこともありまして、過去にも何度かそういう開発と申しますかですね、そういう計画が持ち上がったところなんです。しかし私どもにとりましてはまさに母なる山であるというふうなことでありまして、何度かそういう機会を迎えたんですが、住民運動によって故郷の山を守るんだというふうなことで開発が阻止されてきた。林野庁ともですね、2度に渡ってそういう、町民サイドに立てば戦いということになるんだと思いますが、昭和56年それと平成7年ですかね、開発計画を白紙に戻されたというふうなことがございました。そういう意味からいえばですね、私が若干心配いたしますのは、多くのそうした戦いをしてきた住民がまだまだ健在で残っているというふうな部分もあるものですから、今回もなかなか簡単に受け入れてもらえないだろうというふうに思っております。そういう意味ではですね、住民の理解を得られるようにぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います、以上です。

井上副大臣：その他はいかがでしょうか。

宇都宮市長：宇都宮市の佐藤でございます。まず大臣に今日初めてお会いいたしますので、認識を持っていただきたいと思いますが、今回塩谷町さんがこうして名前を挙げられました。我々としては首長としてその以前と同じ気持ちです、他人事ではありません。我々は一体となってこれを考えていきたいと思ひますし、見形町長と同じ立場でこれからも受け止めていきたいと考えております。その認識はお持ちいただければと思ひます。

今回初めて大臣にお会いするわけでありまして。今まで国がこれからどうこの問題を処理していくのか解決していくのか井上副大臣には何度もお聞きをいたしました。ただ、最高責任者である大臣からはまだお聞きしておりませんので、大変失礼ですが、あらためて大臣からこの問題解決に当たって、ぜひお気持ちあるいは姿勢を聞かせていただければと思ひます。

石原大臣：指定廃棄物の問題については、福田知事からお話を絶えず伺わせていただいているのですが、約170カ所で保管をされている。農家等々も多い。県民の皆様非常に安心していただかなければならない。ここは基本的に同じ考えでございます。そして今申しました分散して保管している状態を継続して安全性を確保するのではな

くて、早期に安全安心な処分場を整備して、そこで処分をするということがやはり必要なのではないか。しかしながら、当然1県1カ所と特措法で法律的に縛られている中におきまして、必ずどこかにお願いをせざるを得ない。大変心苦しい思いでございますが、先程も申しましたとおり早期に処分場を整備いたしましてそこで処分することが必要である以上は、国として責任を持ってしっかりと取り組ませていただく、またさまざまなご意見をいただいておりますので、それが簡単なことではないことは私も井上副大臣も自身の選挙区で経験しております。

例を出ささせていただいて恐縮なんでしょうございますが、私の住んでいる高井戸という杉並区の所では「高井戸ゴミ戦争」、一般廃棄物の処理場を巡って昭和46年からいまだに、今度リプレイスするわけなんですけども、問題が生じております。このときの覚書によりまして中央高速道路の上り方面の出口はあるんですけども、土地はあるんですが、下り方面のインターを造れないと、そういう問題を昭和46年、1971年でございますから40年以上に渡って抱えております。また、副大臣の地元の日の出町ということころでも処分場の建設を巡って大変大きな歴史的な闘争が繰り広げられた。これは両方とも一般廃棄物でございます。今度のは放射性物質を含む指定廃棄物である以上は、その2つのお話をさせていただいた事例よりも簡単ではないし、ましてや簡単ではないだけに責任を国が持ってやらなければならない案件であると認識をしているところでございます。

宇都宮市長：はい、ありがとうございます。失礼いたしました。おっしゃるとおり今まで誰も経験したことのない我が国の一大事だと思います。よって、国が全責任を持って進めていただかなければなりませんし、よもや見形町長、自治体が前面に出るようなそういうことはあってはならないと思います。国が前面に出てしっかりと対応責任を果たしていただきたいと思いますが、そのためにも知事からお話もあったとおり、大前提はやはり地元のみなさんの理解だと思います。そこにぜひ全勢力を傾けていただきたいと思います。よって、大臣には総理に直談判をしてでもぜひ地元の住民理解に努めていただければと思います。よろしく願いいたします。

井上副大臣：その他いかがでしょうか。どうぞ。

那須町長：那須町の高久でございます。今日初めて石原大臣にお目にかかるということで、色々とお世話になってあらためて感謝申し上げたいというふうに思ってお

ります。

大臣、ご存じのように那須町というのは栃木県の最北端にございまして、福島県と接しているということで空間放射線量は福島県の自治体と何ら変わらない状況にございます。今日話題は違いますので手短かにいたしますが、これまで一般住宅等の除染等については、なかなか福島のように放射線量的になかなか認めていただけないというようなことで苦慮いたしておりました。一時は栃木県那須町は環境省から見捨てられたのかな、というふうな疑問も持ったところですけども、今回震災特別復興交付税というんですか、そういったことで面倒見ていただいているということになったことで感謝申し上げたいというふうに思っております。

そんな中で、私ども那須町は広域で処理しておりますごみの種類ということで飛灰をですね自治体の中で一時保管をしております。こういった中で私どもも住民とのこういった指定廃棄物ではないんですが、8,000ベクレル以下ですけども、そういったものの一時保管ということで経験がございます。そういった経験則から言いますと最終処分場という言葉に住民は根強い反発を持っているということでございます。

これまでもですね、何回も私は提案をさせていただいたんですが、これから政府は全国的に多少危険でもある原子力発電所を再稼働させるというようなこと、またこれから放射能の指定廃棄物の処理技術というものはですね、おそらく急速に向上してくるのではないかとこのように思っておりますので、そういったこれまでの経緯、住民の意向なども見ますとですね、最終処分場ではなく福島と同じような中間貯蔵施設にできないかということで思っております。

それともう1点、地域振興策、それと風評対策ということでですね、5県で50億というような提示がされました。決して金目のことを言うわけではございませんけども、1県10億ということになりますと体育館程度ができる程度というふうに私は判断いたします。ちなみに那須町が観光客が500万人強来ていただいています。これが経済波及、これ効果調査いたしましたところ412億円という数字が出ました。ただ震災で390万人まで減りました。これをですね、計算いたしますと那須町で震災の時に受けた観光だけの被害だけで99億、ということをお考えますとですね、今回の最終処分場を設置したことによって県全体で受ける風評被害というのは一桁違うのではないかとこのように思っております、そういった意味でですね、地域振興対策費を、これを見直す考えがあるかどうかということ。

それともう1点、3点目ですけども、先程宇都宮市長からご質問ございまして、大臣の決意というものはお伺いしたわけですけども、その手法としてですね、この栃

木県の、最終処分場ではない方が私は望ましいと思っているんですが、この処分場、貯蔵施設を造るに当たりまして、宮城県と同じような考え方で県、首長の考え方をまとめてほしいというようなことを今考えているのかどうかということです。そのこと3点をお伺いします。

鎌形部長：まず事務方の方からお答えできることを答えさせていただきます。まず1点目、中間貯蔵という形にできないか、最終処分ではなくというようなお話がございました。やはりいずれはどこかで処分をしないといけないということだと思います。それぞれの地域の住民の方々も非常に影響があるかと思えますけども、いずれはどこかで処分しないといけないということで、中間という形で整理をするというのは私はなかなか難しいと思っています。ただ、どういうふうはこの施設を説明していくかということに関して住民感情にも配慮したご説明の仕方というのは考えていかなければいけないなということは思いますので、十分に注意していきたいと思っています。

それから、地域振興につきまして先程資料2にございましたけども、5県で50億円という予算を用意させていただいているということですが、具体的な中身についてどうしていくかということはこれからだと思っています。やはりまだ詳細調査の候補地を選定したという状況です。宮城県の場合もそういう状況で、まだそこに至っていない県もございます。やはり地域振興となりますと、具体的な立地の市町村が固まってからそこともよくご相談しながら決めていかなければならないと、そういった内容だと思います。そういう意味で、県なり関係の市町の皆様とよく相談して決めていく、そういった内容だと考えてございますので、これからというふうにお考えいただければと思います。

井上副大臣：3点目については、私の方からお答えいたします。宮城県の指定廃棄物の先般の市町村長会議につきまして、若干誤解が生じてしまっているようでありますけども、私どもといたしましては、宮城県の方でもう一度それぞれ市町村長さんたちのご意見を聞いていただきたいということをお願いをいたしまして、当然のことながらその報告を受けた上で、国が責任を持って判断をしていきたいと思っております。

那須町長：よろしいですか。中間貯蔵施設というような提案をさせていただき、先程私の経験則からということをお願いしたんですけども、先程も申し上げましたように、今後例えば10年間で画期的な技術が開発されてですね、そのままに放置しておくよ



りは安全性が担保できるということもあるかもしれません。そういったときに、中間貯蔵施設であればそういった対象となるところがですね、最終処分場となれば一向に顧みられないということになるとですね、そういったことが一番おそらく地元住民の方は抵抗があるんだと思っておりますので、今後も見据えた上でそういったものを再考していただければというふうに思っております。

それと、地域振興策についての金額ですけども、先程私は具体的な那須町の一例を申し上げました。しかしですね、これは単なる観光の一分野だけでもこれだけの被害が起きるということですから、その他の産業とかですね、いろいろな側面から見ると計り知れないものがある。その認識を持っていただきたいということでございますのでお願いしたいと思います。

鎌形部長：中間貯蔵についても再度ご指摘いただきました。ご指摘いろいろと踏まえて考えていかなければならないと思いますが、事実関係だけ申し上げておきますと、この指定廃棄物につきましては、福島県におきましても最終的な処分場ということで、これは既存の処分場を活用するというところでございますが、そういったことで地元と調整を進めさせていただいています。事実関係を申し上げますとそういうことですので、福島との関係においても、どこかで最終的に処分しなければならないことがあるというところで進めさせていただきたいと思っております。

井上副大臣：その他いかがでしょうか。

茂木町長：先程宇都宮市長さんからありましたけども、今日は石原大臣に初めて私もお目にかかりますので申し上げますが、我々栃木県の市町村長すべて常に塩谷町、見形町長とともにある、塩谷町住民の気持ちと一緒にある、決して塩谷町をひとりにしない、そういう気持ちでいると思います。

その一方でですね、やはり今ある状況を、知事さんから何度も言われていますけども、今ある状況を1日も早く安全な方向に導いていく、このことも我々に課せられたひとつの責任ではないかという思いもあります。ですから、そういう思いをしっかりと汲んでいただいて、何度も私申し上げますけど、国は責任と覚悟をもって、そして住民の前面に立って、住民とともに話し合いながら、しっかりと進めていくと、そういうお気持ちでぜひ進んでいただきたい。その覚悟がないと私はいつまでたっても進まないと思っております。

ともかく我々市町村長みんな栃木県はですね、決して塩谷町をひとりにしません。塩谷町とともに、見形町長さんとともに進んでいきますから。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

井上副大臣：それでは、知事からお願いいたします。

福田知事：それでは、いくつか申し上げたいと思います。まず先程遠藤市長からお話がありました5カ所までの絞り込み、あるいは選定過程の資料ですね、事務方からお出ししますというお話がありましたので、昨日から私も聞いておりますけれども説明がわかりにくいと、それから前回と今回の違いなども判断するにもう少し資料があった方が良くないかとこんなふうに考えておりますので、選定経過あるいは施設の安全性についてよりわかりやすい資料とともに説明を行っていただきたい。その上で塩谷町には国からの説明を受けてもらいたいと、知事としてはつらいお願ひを見形町長にはしますけれども、国からの説明を受けていただきたいというふうに思います。

それから先程高久町長からありました中間貯蔵的な意味合いと、私の考えは若干違いますけれども、50年かかろうが100年かかろうが200年かかろうが原状復帰すると、そういう姿勢がやっぱり国として必要じゃないかと、埋め殺しにしないと、廃棄物をですね。これは必ず低減して無害になるわけですので、二次製品としても使えるわけですから、お金はかかるかもしれませんが、原状復帰を何十年かかろうがすると、こういうこともやはり視野に入れてもらいたいというふうに私は思っております。

それから、県の方でいろいろご批判もありましたけれども、有識者会議を設置しました。県といたしましては、8月中に有識者会議を開催しまして、今日の説明によって選定経過などが資料等もいただきましたので、有識者会議の委員の助言を得て、検証を進めてまいりたいと思います。8月中に行ってまいります。

それから、これまた何度もお話がありましたけれども何人かの首長さんからですね。問題は県全体の課題だと。県はもちろんですけれども、県内の市町全体で、見形塩谷町長を支えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それから、町長から昨日今日と名水の町という話をお聞きしました。湧水の里、そしてまた、尚仁沢湧水というものが町の看板であるという話を先程もいただいたところでございます。どこで受け入れるにしましても、イメージダウンをして風評被害に結びつく可能性はあるわけでございます。そういう中であって、地域振興策の説明はありましたけれども、その地域の特産、あるいは名産品、こういうものを全国に発信する仕組みですね、こ

れもみんなで考えていければと思っています。塩谷町につきましては、名水百選のお話を先程お聞きをいたしましたので、例えばの話ですけれども、塩谷町のこの名水を核として、地元の理解が得られたという仮定の話ですけれども、得られるという仮定の話ですけれども、例えば名水プロジェクトみたいなものを立ち上げることについて検討していきたいと、そしてまた皆さんのご理解もいただきたいと思っております。そしてこのプロジェクトにおいて、地元はもちろんですけれども県・国が協力をして名水を核とした塩谷町というものを全国に発信していくという方策も考えることができるのではないかとこのように思っております。時期の問題もありますけれども、それが地域振興策であり、あるいは風評被害対策にも効果を上げることにもつながるのではないかとこのように考えておりますので、例えばの話で申し上げましたけれども、こういったことについて今後県として考えてまいりたいというふうに思いますので、国あるいは今日おいでの各市町長におかれましても、ぜひ一緒に考え一緒に行動を起こしていただければ大変ありがたいと思っております。以上です。

井上副大臣：知事ありがとうございます。予定の時間ももう過ぎておりますので、特段ご意見がなければ、今日皆様からいただきました貴重なご意見を踏まえまして、最後に石原大臣より発言をさせていただきたいと思っております。

石原大臣：本日は塩谷町の見形町長をはじめ、4人の首長さんからさまざまご指摘をいただいたと思います。特に見形町長からは尚仁沢湧水、環境庁の時代に名水百選に選んだこの湧水に対するご懸念、これはしかと受け止めなければならない重要な問題であると認識をしております。地質学者の話と現実がどうかということは実は誰もわからない、まさにご指摘のとおりだと思います。私の選挙区でも実は外環道のトンネルが予定されていることによりまして、善福寺池という大変素晴らしい池があるんですが、その水脈が途絶えるのではないかとこの地元の方々のご懸念を、私もいつも絶えず共に考えさせていただいております。しかしながら、計画が道路として入っている以上はそういう被害のないかたちでしっかりと外環道を造らせていただきたいのご説得をさせていただいておりますが、ご理解を得られない方もいるということもまた事実でございます。指定廃棄物の問題につきましては、先程もお話をさせていただきましたが、栃木県民の皆様により安心していただくためにやはり170カ所等々に分散して保管している状況を継続するのではなくて、早期に処分場を整備し、そこで処分をするということがやはり必須なのではないかと考えております。国としては

責任を持ってしっかりと取り組む覚悟でございますので、ご理解を賜ればと思っております。

また、先程福田知事から例えばという例でございましたが、名水プロジェクトといったようなご提案が出されました。こういう案件につきましても最終候補地がどこに決まろうとも地域振興策として県ともしっかりご相談しながらしっかり取り組んでいかなければならない重要な課題であると考えているところでございます。見形町長には私も大変心苦しい限りではございますけれども、栃木県全体の指定廃棄物の処理のために、詳細調査の実施にご理解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

また、今日はお忙しい中会議にご出席されました多くの自治体の首長の先生方には、本件は国の責任の元、塩谷町のみならず県内市町上げて解決する課題であるといった福田知事の大変重い発言、そしてまた古口町長さんから塩谷町をひとりにしない、そういう首長さん方の熱き思いもしっかりと今日理解させていただきましたので、引き続き私どもとしても全力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

井上副大臣：それでは、本日もお忙しい中、市町村長会議にお越しいただいてありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。